

公立大学法人山梨県立大学労働安全衛生本部規程

(平成22年4月1日制定 法人第2701号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第20条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学労働安全衛生本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）における教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図ることを目的とし、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 本学の安全衛生管理体制に関する事項
- (2) 本学教職員の健康管理に関する事項
- (3) その他労働安全衛生に関して必要な事項

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 学部長及び研究科長
- (3) 次長
- (4) 保健センター長
- (5) 総務課長
- (6) 保健課長
- (7) その他労働安全衛生本部長が指名する者

2 本部に本部長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

3 本部長は、本部の業務を統括する。

4 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事)

第5条 本部の会議の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴聞)

第6条 議長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会)

第7条 本部の円滑な運営を図るため、衛生委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 本部の事務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。